

児童福祉法におけるこども性被害関連規定（児童福祉法第34条）

- 児童福祉法第34条においては、児童の福祉を著しく阻害する行為を列挙して法律上禁止しており、第6号において、**児童に淫行をさせる行為を禁止**している。
- また、同法第7号において、淫行をさせる行為をするおそれのある者に、淫行をさせるおそれがあることを認識した上で、**児童を引き渡す行為も禁止**している。
- これらに該当する場合は、罰則が適用される。

<児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）>

第三十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一～五 （略）

六 児童に淫行をさせる行為

七 前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれがあるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為

八・九 （略）

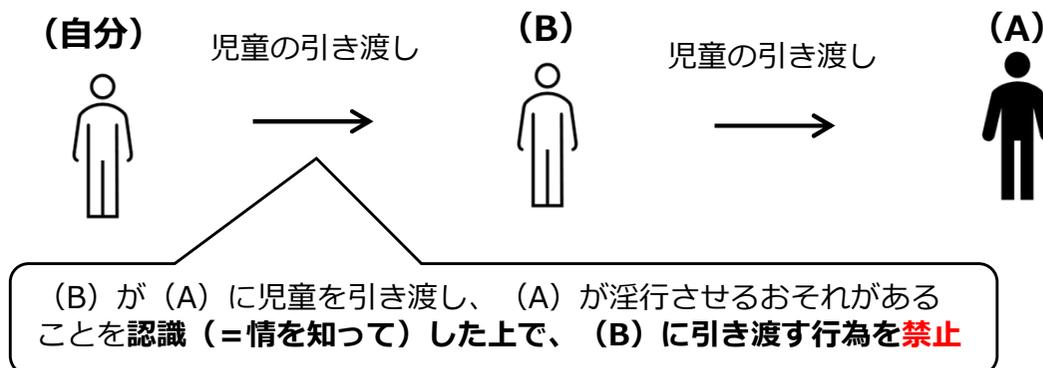
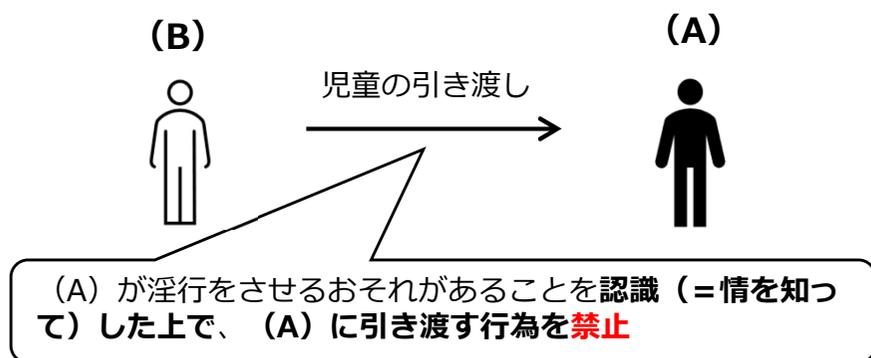
第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

② 第三十四条第一項第一号から第五号まで又は第七号から第九号までの規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

③～⑤ （略）

※第三十四条第六号について、判例において、「淫行」とは児童の心身の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる性交又はこれに準ずる性交類似行為、「淫行させる行為」とは、児童に対して事実上の影響力を及ぼして児童が淫行をなすことを助長し促進する行為とされている。

<第34条第1項第7号のイメージ>



(注) 個別事案のこれら法令への該当性については、捜査機関により収集された証拠に基づき、捜査機関や裁判所により、個別に判断される。